

熊本市基本計画の一部変更 について

熊本市

平成28年第一回臨時会

区分	ページ	訂正箇所及び正誤	
		訂正箇所	第２章の２中
熊本市基本計画の 一部変更について （別紙熊本市震災 復興計画）	４	誤	２,０００回
		正	４,０００回

熊本市基本計画の一部変更について

熊本市基本計画の一部変更について、次のように議決を求める。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市基本計画の一部を次のように変更する。

1 目次の一部変更

目次中

「Ⅶ 総合計画を推進するために」を
「Ⅶ 熊本市震災復興計画
Ⅷ 総合計画を推進するために」に改め
る。

2 「Ⅶ 熊本市震災復興計画」の追加

ⅦをⅧとし、Ⅵの次に次のように加える。

Ⅶ 熊本市震災復興計画

別紙「熊本市震災復興計画」のとおり

(提出理由)

基本計画の一部変更について、地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例（平成19年条例第61号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

熊本市震災復興計画

目 次

第1章	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2章	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	～市民力・地域力・行政力を結集し、 安全・安心な熊本の再生と創造～	
第3章	復興重点プロジェクト・・・・・・・・	6
	～政令指定都市にふさわしい明日へのまちづくり～	
第4章	目標別施策・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第5章	復興計画の推進に向けて・・・・・・・・	36

■第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

平成28年4月14日及び16日に発生した平成28年熊本地震（以下「熊本地震」という。）からの復旧・復興に当たっては、市民・地域・行政が心を一つにしなければなりません。

この熊本市震災復興計画（以下「復興計画」という。）は、市民・地域・行政が自然災害の脅威についての認識を共有した上で、総力をあげて早期の復旧を目指し、新しい熊本市の実現に向けて歩みを進めていくための基本的な考え方を示すとともに、取り組むべき主要な施策や具体的な取組を体系的にまとめ、復旧・復興を着実に推進していくために策定するものです。

2 計画の対象地域

現行（平成28年4月1日現在）の市域を基本とし、必要に応じて広域的な対応を図ります。

3 計画の位置付け

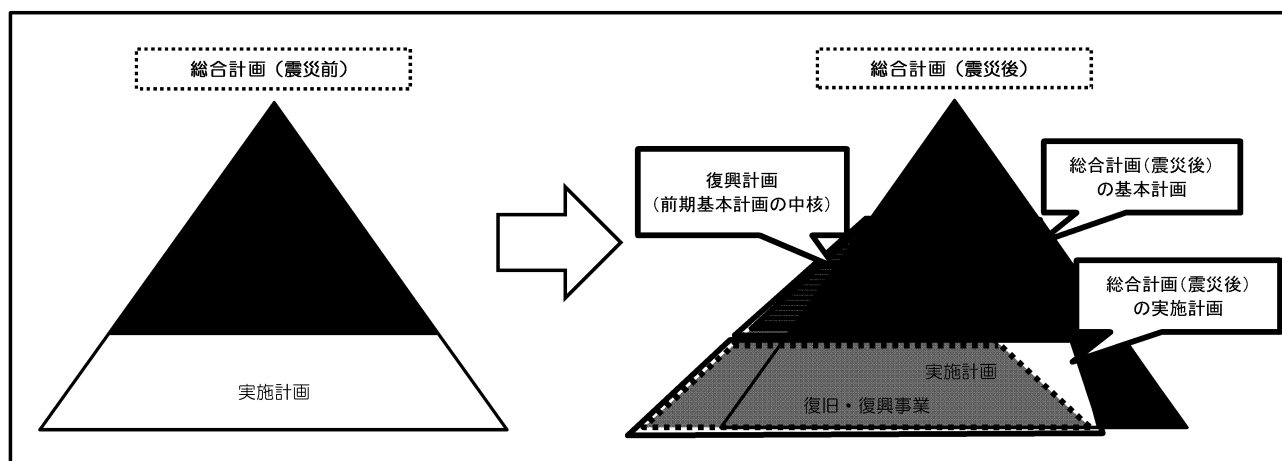
私たちは、熊本地震に伴う様々な経験を通じて、改めて地域が持つ力・市民一人ひとりが持つ力の大きさと重要性を実感したところであり、「地域主義」をまちづくりの基本理念とした熊本市第7次総合計画（以下「総合計画」という。）（平成28年度～平成35年度）の基本構想に掲げるめざすまちの姿「上質な生活都市」の実現は、震災後の本市においても変わることのない目標です。

そこで、「上質な生活都市」を実現するための施策や具体的な取組を体系化し、その取組を計画的に推進していくため、総合計画に復旧・復興の視点を取り入れた復興計画を策定し、これを総合計画の前期基本計画の中核として位置付けます。

そして、復興計画を除く基本計画に掲げる施策等については、今後策定する実施計画において、事業の実施時期・規模等を必要に応じて見直し、復興計画の着実な推進を図ります。

あわせて、熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略（平成27年度～平成31年度）に掲げる「人口減少克服」・「地方創生」という政策的課題の解決にもつなげていきます。

<イメージ図>



4 計画の期間

震災からの一日も早い復旧・復興を目指すことと併せて、総合計画の前期基本計画の中核と位置付けることから、復興計画の対象期間は、平成28年度から総合計画対象期間の中間年度に当たる平成31年度までの4年間とし、当面の復興目標年度を期間最終年度の平成31年度とします。

ただし、4年以上の中長期的な視点で取り組むべき課題も多く、復興には平成32年度以降も継続して取り組んでいきます。

5 計画の構成

復興計画は、「基本方針」と5つの「復興重点プロジェクト」、5つの「目標別施策」で構成しています。

第2章「基本方針」は、「復興重点プロジェクト」や「目標別施策」を貫く最も基本的な考え方であり、震災からの復興に当たっての方向性を示すものです。

第3章「復興重点プロジェクト」は、「目標別施策」の中で、特に緊急かつ重要なものであり、本市の復興をけん引する重点的な施策を掲げています。

第4章「目標別施策」は、「基本方針」を踏まえて設定した復興に向けた5つの目標に関する施策や具体的な取組を体系的にまとめたものです。

また、これらの取組を着実に進めていくため、第5章に復興計画の推進に向けての考え方を示しています。

<構成図>

第2章 基本方針

～市民力・地域力・行政力を結集し、安全・安心な熊本の再生と創造～

- 1 避難から復旧、そして、74万市民が総力をあげ明日を見据えた復興へ
- 2 「安全・安心」と「元気・活力」、そして「地域経済」の回復に向けた効果的かつ迅速な市政展開
- 3 市民・地域と行政が協働で支える安全・安心で「上質な生活都市」の創造

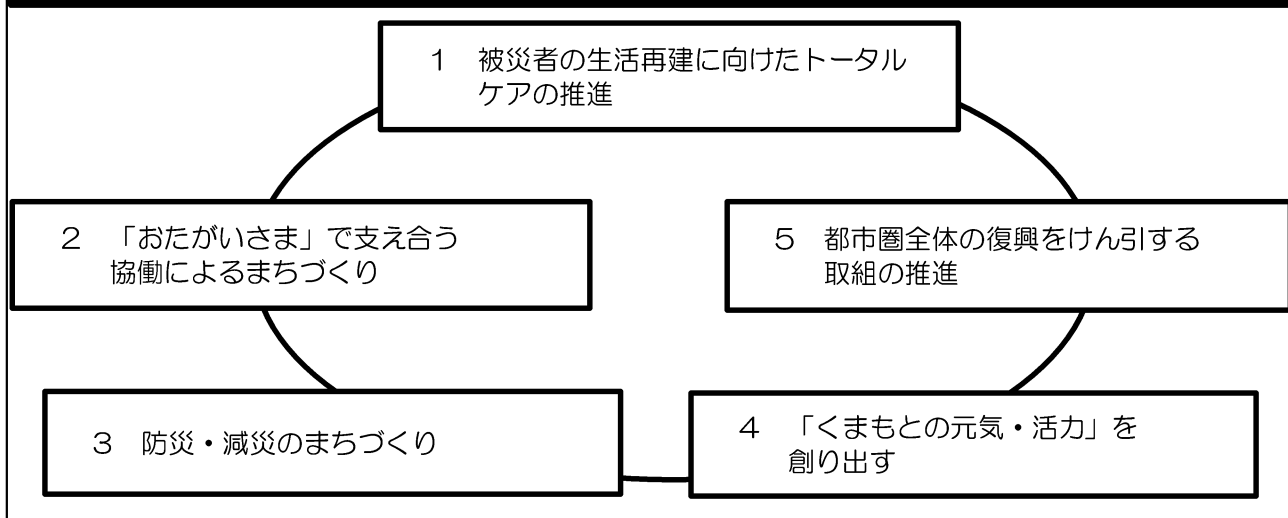


第3章 復興重点プロジェクト

～政令指定都市にふさわしい明日へのまちづくり～

- プロジェクト① 一人ひとりの暮らしを支えるプロジェクト
プロジェクト② 市民の命を守る「熊本市民病院」再生プロジェクト
プロジェクト③ くまもとのシンボル「熊本城」復旧プロジェクト
プロジェクト④ 新たな熊本の経済成長をけん引するプロジェクト
プロジェクト⑤ 震災の記憶を次世代へつなぐプロジェクト

第4章 目標別施策



第5章 復興計画の推進に向けて

■第2章 基本方針

～市民力・地域力・行政力を結集し、

安全・安心な熊本の再生と創造～

熊本地震からの復旧・復興に当たっては、市民・地域・行政が総力をあげて取り組み、効果的かつ迅速に震災からの復旧と地域経済の回復を図るとともに、今回の経験を踏まえた防災面の強化や都市としての更なる魅力向上など、よりよいまちづくりを目指した創造的復興に取り組みます。

1 避難から復旧、そして、74万市民が総力をあげ明日を見据えた復興へ

史上類を見ないM6.5の前震とM7.3の本震の同時期発生。本市や近隣自治体をはじめ県内に大きな被害をもたらした熊本地震の発災以降、私たちは国や他自治体、全国各地からのボランティアなどの献身的な協力を頂きながら、全力をあげてこの難局に立ち向かっています。

いまだ、震災前の暮らしを取り戻すことができずに不自由な生活を余儀なくされている市民が多数いる状況を踏まえながらも、明日を見据え、市民生活の再建や地域経済の復興を目指し、74万市民の総力を結集した力強い歩みを進めなければなりません。

2 「安全・安心」と「元気・活力」、そして「地域経済」の回復に向けた効果的かつ迅速な市政展開

今なお続く余震は、既に2,000回を超え、依然として不安が続く中ですが、今後とも余震に細心の注意を払い二次災害の防止に努めていくことはもとより、道路橋梁、河川堤防の破損、宅地の液状化¹やよう壁崩壊など被災箇所の早急な復旧対策が必要であり、「安全・安心」の回復に全力で取り組みます。

また、今回の震災により、最大11万人に及ぶ市民が避難し、援護や配慮を必要とする高齢者、障がい者、妊産婦等を含む多くの方が不自由な避難所生活を余儀なくされました。今後は、恒久的な住まいの確保へ向けた効果的な支援を行うことなどにより、一日も早い生活再建に努めなければなりません。

¹ 液状化：地下水位が高い低平地等の砂質地盤において、地震により地盤が液体状になり、流動化する現象。建物・電柱の傾きや地盤の亀裂、マンホールの浮き上がり等が生じる。

加えて、農水産業、製造業、あるいは保健・医療・福祉などのサービス業といった地域産業の多くは、熊本地震により大きな被害を受けており、特に、観光産業においては、熊本城や水前寺成趣園をはじめとする文化遺産等が軒並み被災し、復旧にかなりの時間を要する事態となっています。

このような中、真の市民生活の再建には、地域産業の活性化により雇用を確保する必要があることから、事業者に対するきめ細かな支援や復旧・復興事業に取り組むことで、農水産業や製造業、観光産業等の復興を推進し、「地域経済」・「元気・活力」の回復に向けて効果的かつ迅速な事業展開を図ります。

3 市民・地域と行政が協働で支える安全・安心で「上質な生活都市」の創造

本市では、市民自らが主体となって地域の中でつながり、支え合う、自主自立のまちづくりに取り組むとともに、行政が積極的に地域に飛び込み、市民と一緒にになって地域の課題等の解決に取り組んでいく「地域主義」をまちづくりの基本理念とし、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」をめざすまちの姿とした総合計画を本年3月に策定し、その実現に着手しました。特に、この計画においては、策定段階から多くの市民に意見を伺い、それを踏まえてめざすまちの姿などを創り上げてきました。

このような中で、未曾有の大災害である熊本地震が発生し、大きな被害を受けましたが、そこで改めて、地域の中で一人ひとりがつながることの大切さを認識することができました。

この経験を踏まえ、市民及び事業者の意見や要望を集約し、「上質な生活都市」の創造を目指す中で、まずは「安全・安心なまちづくり」に力点をおいて、市民・地域・行政がそれぞれに果たすべき責任と役割を分担し、互いに補完し、連携しながら、市民の力、地域の力、そして行政の力を結集して取り組んでいきます。

加えて、本年3月30日、本市は近隣16市町村と連携して、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民が安心して暮らしていけるよう魅力的な圏域を形成するため、本市と各市町村それぞれが1対1の連携協約を締結し、熊本連携中枢都市圏ビジョンを策定しています。熊本地震では、益城町や西原村、南阿蘇村をはじめ、熊本連携中枢都市圏（以下「都市圏」という。）を構成する全ての自治体が被害を受けており、本市は都市圏の中枢都市として、都市圏全体の復興に一丸となって取り組むため先導的な役割を果たします。

■第3章 復興重点プロジェクト

～政令指定都市にふさわしい明日へのまちづくり～

今回の震災によって、市民生活や地域経済に甚大な被害が発生するとともに、熊本城をはじめとする熊本が全国に誇る多くの財産が傷つきました。

しかしながら、震災で立ち止まることなく、未来を見据えて明日へ向かって歩みを進めなければなりません。

「74万市民が総力をあげ明日を見据えた復興へ」

熊本の誇りを取り戻す強い決意と更に進化する熊本の未来への希望を掲げ、市民の皆さんと共に創造的復興へ向けた政令指定都市にふさわしいまちづくりを展開します。

本章では、「第4章 目標別施策」に掲げる取組のうち、本市の復興をけん引する緊急かつ重要なものであり、波及効果の大きいものを復興重点プロジェクトとして位置付け、体制を充実しつつ、推進していきます。

<復興重点プロジェクト一覧>

プロジェクト① 一人ひとりの暮らしを支えるプロジェクト

プロジェクト② 市民の命を守る「熊本市民病院」再生プロジェクト

プロジェクト③ くまもとのシンボル「熊本城」復旧プロジェクト

プロジェクト④ 新たな熊本の経済成長をけん引するプロジェクト

プロジェクト⑤ 震災の記憶を次世代へつなぐプロジェクト

プロジェクト①

一人ひとりの暮らしを支えるプロジェクト

被災者が一日も早く安心して自立的な暮らしを取り戻すことができるよう、現状把握に努め、住まいの確保支援や心のケア等、生活再建に向けた総合的な自立支援に取り組めます。

- 各区にワンストップの総合相談窓口を設置し、様々な支援制度の情報提供や相談対応を分かりやすく丁寧に行います。このほか、各種支援金や貸付制度等の経済的支援、関係機関と連携した就労支援を行い、被災者の生活再建に向けて取り組めます。
- 被災住宅の応急修理²や液状化などによる宅地被害の復旧支援のほか、被災者が恒久的な住まいへ移行できるよう、コミュニティの維持・形成にも配慮しながら、災害公営住宅³の提供などの支援に取り組めます。
- 子どもから高齢者までの震災により傷ついた心のケアを充実するため、学校にスクールカウンセラー⁴を配置するなど相談支援体制を強化するとともに、応急仮設住宅入居者等に対する見守りや生活・健康相談を実施するなど、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行います。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度～



2 被災住宅の応急修理：震災により、半壊以上の被害を受け、自ら修理する資力のない世帯に対し、日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分、市が業者に依頼し、応急的に修理すること。

3 災害公営住宅：災害により住宅を失い、自力では住宅の確保が難しい低所得者世帯が、低廉な家賃で入居できる公営住宅のこと。

4 スクールカウンセラー：いじめ・不登校・暴力行為等の児童生徒の問題行動に関して、高度な専門的知識、技能に基づいた専門的力ウンセリングなどによる対応を行うために、各学校に配置される職員のこと。

プロジェクト②

市民の命を守る「熊本市民病院」再生プロジェクト

熊本市民病院は、熊本地震の発生により被災し、現在では一部の診療を再開したものの、本来の病院機能の大半が失われ、地域医療に大きな影響を及ぼしています。

これまで地域医療の中核的な総合病院として、総合周産期母子医療⁵などの政策医療⁶を担ってきた責任と役割の重大さを踏まえ、市民の生命と将来を担う子どもたちの命を守るため、一日も早い再生に取り組みます。

- 総合周産期母子医療を充実し、二次救急医療⁷体制を強化するとともに、地域包括ケアシステム⁸の確立に貢献するなど、市民の生命と健康を守る自治体病院として再生します。
- 地域医療構想⁹を踏まえた医療体制を構築し、感染症などに対応する政策医療を提供するとともに、広域医療に貢献するなど、地域医療を支える公立病院として再生します。
- 適切な診療体制の構築を図るなど、質の高い医療サービスを持続的かつ安定的に提供できる病院を目指します。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度～
		移転再建			



5 総合周産期母子医療：母子ともに異常を生じやすい周産期（妊娠満22週から生後1週未満までの期間で、妊娠後期から新生児早期までのお産にまつわる時期を一括した概念）の突発的な緊急事態に備えた産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療のこと。

6 政策医療：山間、へき地等における医療や、周産期、救急、がん、感染症等の高度又は特殊な医療であって、地域医療の確保や水準の向上に資する医療のこと。

7 二次救急医療：入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する医療のこと。

8 地域包括ケアシステム：高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようにするための、住まい・医療・介護・予防・生活支援のサービスが「包括的」、「継続的」に提供される仕組みのこと。国においては、「地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要」としており、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を目途に構築することを推進しているもの。

9 地域医療構想：地域の医療需要の将来推計や報告された情報等を活用して、二次医療圏等ごとの各医療機能の将来の必要量を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療のビジョンのこと。

プロジェクト③

くまもとのシンボル「熊本城」復旧プロジェクト

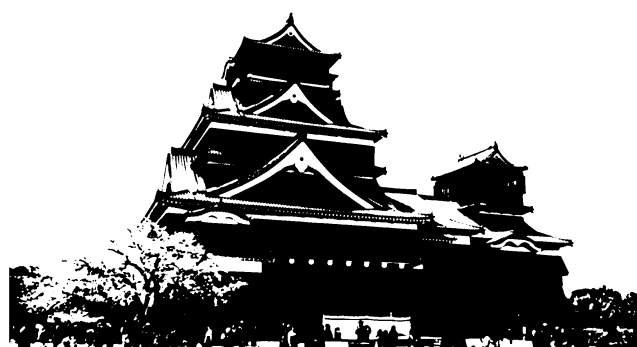
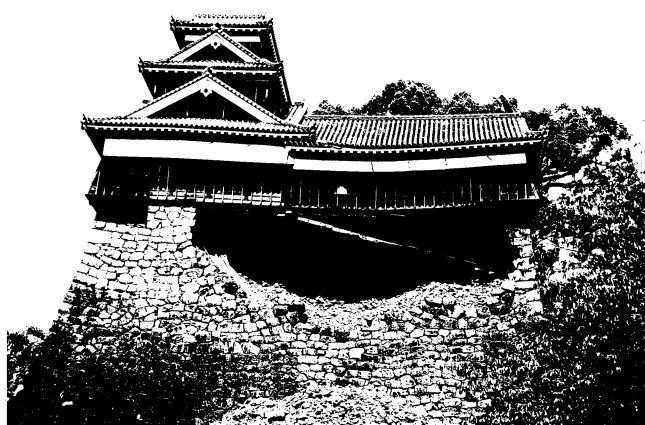
熊本城は、築城から400年余の歳月を経て現在の私たちに受け継がれた重要な文化財であり、熊本の宝、ひいては我が国の宝です。また、年間を通じて国内外から多くの観光客が訪れる重要な観光資源であり、市民・県民の暮らしを見守ってきた“くまもとのシンボル”です。

石垣や重要文化財建造物など甚大な被害を受けた熊本城の復旧には、長い歳月と多額の費用を要するほか、高度な専門技術や多くの人々の力が必要なことから、国や県等の関係機関との連携のもと、市民・県民をはじめ関係団体などの力を結集し、中長期的な視点を持って取り組まなければなりません。

また、復旧していく熊本城を国内外へ向けた新たな観光資源として活用しながら、熊本のしごと・ひと・まちを元気にしていきます。

- ・復興のシンボルである天守閣の早期復旧を目指します。
- ・石垣や重要文化財建造物等の文化財的価値を損なわない丁寧な復旧を進めます。
- ・天守閣エリアの早期公開と復旧過程の段階的公開を行います。
- ・復旧後の耐震化など安全対策に向けて最新技術も取り入れた復旧手法の検討を行います。
- ・長期的な“100年先の礎づくり”として未来の復元整備につながる復旧を目指します。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度～
	基本方針・基本計画		基本計画に基づく復旧		
	調査・緊急対策・天守閣復旧等				



プロジェクト④

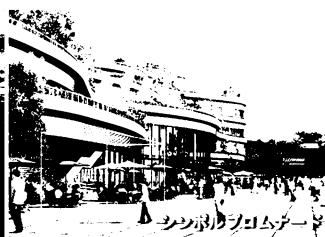
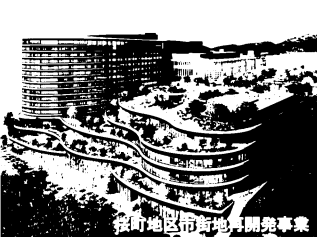
新たな熊本の経済成長をけん引するプロジェクト

震災によって地域産業が甚大な被害を受け、一日も早い回復が求められる中、中小企業や農業者等を支援し、産業界全体の振興を図っていくことで、本市を含む都市圏全体の経済の再生・成長をけん引します。

また、高度な都市機能が集積する中心市街地においては、防災機能の向上を図りつつ、桜町・花畑周辺地区や陸の玄関口である熊本駅周辺地区の再整備を進めることで、更なるまちのにぎわいを創出します。

- ・中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（いわゆるグループ補助金）の活用等を支援し、中小企業や商店街の施設などの早期復旧を目指します。
- ・担い手への農地集積や農業用共同利用施設の再編整備を進めるとともに、園地整備等による「日本一のみかん産地」を目指すなど、農業の力強い復興を支援します。また、バイオ・ヘルスケアといった自然共生型産業¹⁰などの分野を中心に産学連携を推進し、新技術開発や販路拡大等を支援することで、本市の特性をいかした新たな産業集積を図ります。
- ・（仮称）熊本城ホールを含む桜町地区市街地再開発事業や、シンボルプロムナード¹¹及び（仮称）花畑広場の整備等において、地域・都市間の交通拠点及び観光・文化・情報の交流拠点を形成します。
- ・熊本駅周辺整備事業により、交通結節機能¹²等を強化し、陸の玄関口にふさわしい新たな商業機能を集積します。
- ・公共交通等により桜町・花畑周辺地区と熊本駅周辺地区の回遊性向上を図り、中心市街地の一体的なにぎわいを創出します。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度～
	グループ補助金活用支援等				
	調査・設計	整備・集積			
	桜町地区市街地再開発事業・(仮称)熊本城ホール整備事業 シンボルプロムナード・(仮称)花畑広場整備				
	熊本駅白川口駅前広場整備				



10 自然共生型産業：農業・生物・健康・環境等といった自然と共生する産業のこと。

11 シンボルプロムナード：象徴となる歩行者空間のこと。本市においては、桜町地区市街地再開発事業の施行区域と（仮称）花畑広場の間の旧市道（市道廃止後、交通センターの仮バスターミナルとして利用されている部分）を、「車が中心」から「人が中心」のまちづくりへと考え方を転換するさきがけとして歩行者空間化することとしており、この空間を指す。

12 交通結節機能：異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡するための乗り換え・乗り継ぎ機能のこと。

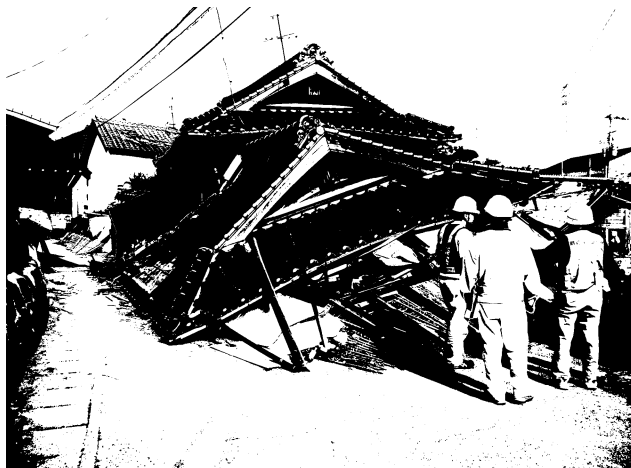
プロジェクト⑤

震災の記憶を次世代へつなぐプロジェクト

今回の震災によって得た多くの教訓と復旧・復興の過程を市内外において共有し、将来同じような災害が発生した場合の対応はもとより、防災・減災のまちづくりに役立てるため、震災に関わる記録を集積・発信するとともに、様々な取組を通じて「熊本地震の記憶」を熊本の未来を担う子どもたちへ伝承していきます。

- 大学などの教育研究機関や県等と連携しながら、震災による被害の状況や地震のメカニズムの研究、復旧・復興へのプロセスを記録・保存し、市民・地域・行政における災害対応力の強化をはじめ幅広い取組に活用するとともに、他自治体等へも広く発信していきます。
- 子どもたちの発達の段階に応じて、震災での体験や教訓等をいかした防災教育を推進し、災害時にも「自助」・「共助」の心で互いに支え合える人材の育成に取り組みます。
- 熊本を訪れる観光客や震災後に生まれ育つ世代にも、今回の地震被害の甚大さやそこから復興していく熊本の姿を感じられるような復興情報を発信する拠点の整備について、県とも歩調を合わせて検討するとともに、震災の経験を伝える語り部講話の開催など、「熊本地震の記憶」が永く後世に語り継がれていくための取組を推進していきます。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度～
	記録誌作成・防災教育				

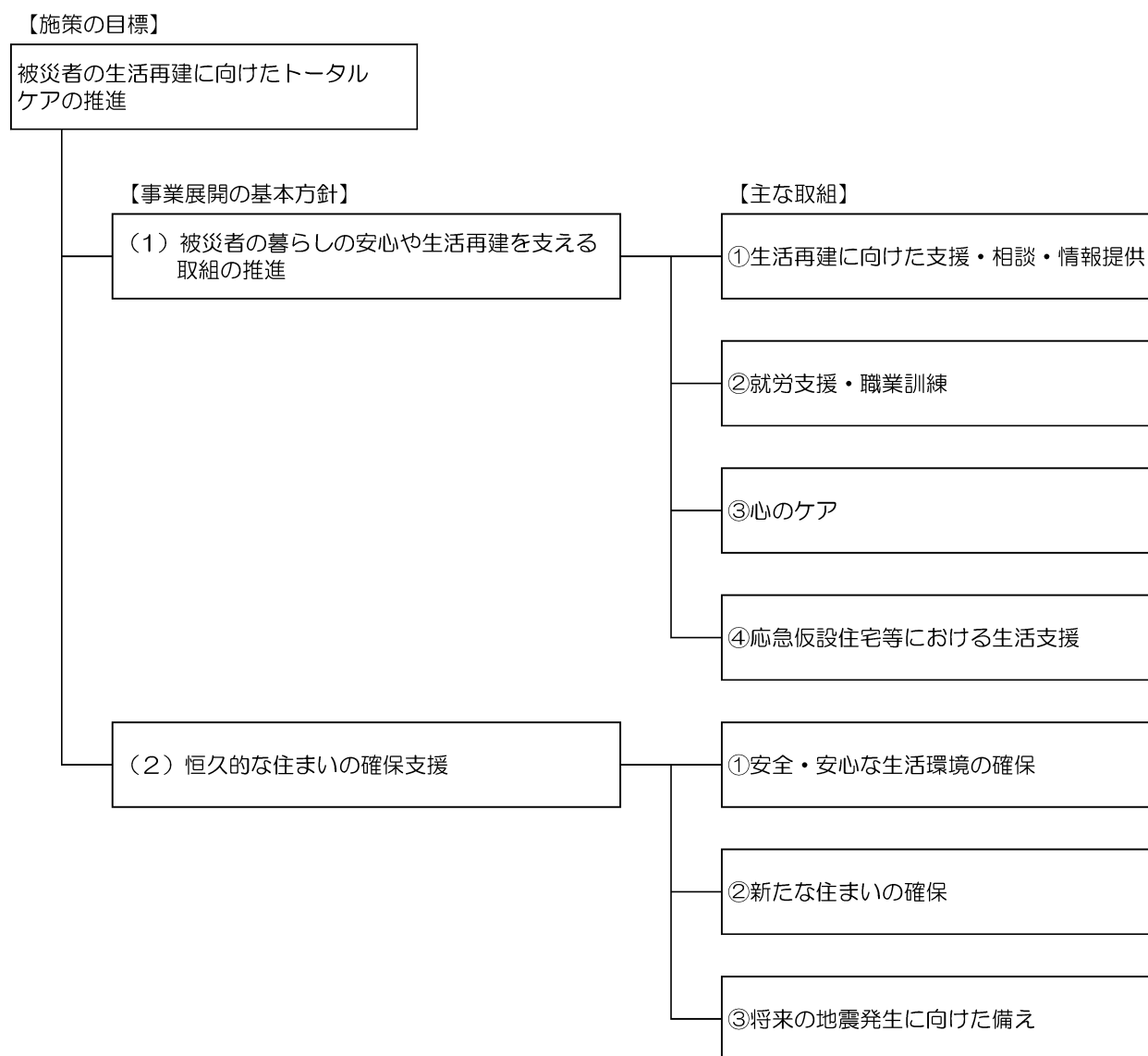


■第4章 目標別施策

1 被災者の生活再建に向けたトータルケアの推進

今回の震災で、多くの市民が住まいや仕事など日常生活における環境の変化に伴い、心身ともに影響を受けています。

被災者が一日も早く安心して自立的な生活を送ることができるよう、生活再建に向けた総合的な支援に取り組みます。



(1)被災者の暮らしの安心や生活再建を支える取組の推進

総合相談窓口を各区に設置し、被災者の生活再建に向けた相談や様々な支援制度の情報提供など、分かりやすく丁寧な支援を行います。

また、震災により職を失った方やこれから就職を希望する学生等に対して、関係機関と連携した就労支援や、職業訓練などによる職業能力の向上支援に取り組みます。

さらに、高齢者や障がい者、妊産婦、子どもなどを対象に、震災によって傷ついた心のケアなど、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行います。

①生活再建に向けた支援・相談・情報提供

- ・既存制度も含め、被災者の生活再建を支援する各種事業を実施するとともに、ワンストップの総合相談窓口を各区に設置し、公的な支援制度に係る相談、情報提供等を実施します。また、法律の専門家の協力による二重ローン問題解消等の相談対応など、民間の支援制度に係る情報提供を行います。
- ・特に、生活再建が必要な子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう、環境整備を図るとともに、子育ての不安を解消する相談体制の充実や経済的負担の軽減を図ります。

②就労支援・職業訓練

- ・熊本地震に起因する離職者に対して、関係機関と連携した就労支援や職業能力の向上支援を行います。

③心のケア

- ・被災者に対する心のケアの体制を充実させ、心身の健康の確保に向け一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな支援を実施します。
- ・震災により傷ついた児童生徒に対して、スクールカウンセラーによるカウンセリングを行うなど、心のケアに取り組みます。

④応急仮設住宅等における生活支援

- ・避難所等から応急仮設住宅等に住まいを移した後も、孤立することなく心身ともに健康に暮らせるよう、入居者が集うことのできるスペースを確保するとともに、新たなコミュニティの中で生活する入居者の見守りや生活・健康相談、戸別訪問の実施など、被災者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を実施します。

(2)恒久的な住まいの確保支援

被災住宅の公費解体・撤去や応急修理のほか、液状化などの宅地被害からの復旧支援など、居住環境の回復を支援するとともに、民間賃貸住宅やサービス付き高齢者向け住宅¹³等の新たな住まいに関する情報提供や金融面の相談支援などを行います。

また、耐震診断や耐震改修を促進し、将来の地震発生へ向けた備えを強化します。

①安全・安心な生活環境の確保

- ・被災住宅の応急修理や、液状化などによる宅地被害やよう壁崩壊などからの復旧を支援することで、二次被害を防ぎ、安全で安心な住まいの確保に努めます。
- ・災害時に発生したがれきの処理や、やむを得ず解体する家屋の解体・撤去に関する支援を行います。

②新たな住まいの確保

- ・自力での住まいの確保が困難な被災者に対して、災害公営住宅を提供するなど、恒久的な住まいの確保支援に取り組みます。

③将来の地震発生に向けた備え

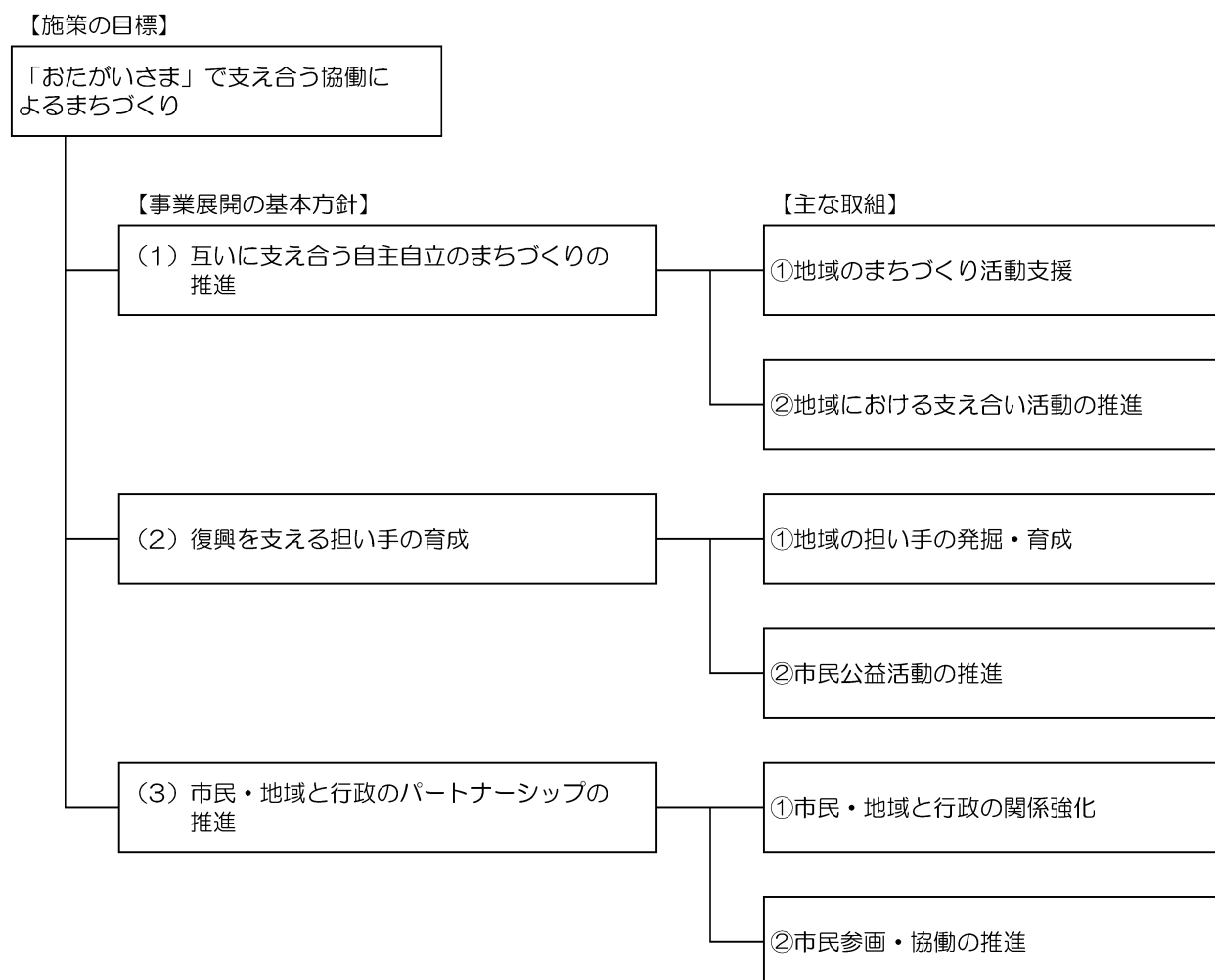
- ・個人住宅の耐震診断及び耐震改修を促進し、再び地震が起こった際の被害の軽減を図ります。また、耐震診断士等の育成に努め、耐震化の促進に取り組みます。

13 サービス付き高齢者向け住宅：介護・医療と連携して高齢者支援サービスを提供するバリアフリー構造の住宅のこと。

2 「おたがいさま」で支え合う協働によるまちづくり

今回の震災では、災害時や災害後の復旧・復興の過程における行政による支援「公助」の限界が明らかになる一方で、多くの市民が主体となり、地域の中でつながり、互いに支え助け合う「自助」・「共助」の必要性、重要性が改めて認識されました。

「おたがいさま」の心で支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、市民・地域と行政が日頃から連携を図っていくことで、協働によるまちづくり・ひとづくりを推進します。



(1)互いに支え合う自主自立のまちづくりの推進

市民主体のまちづくり活動を支援し、地域の絆をより深めるとともに、高齢者や障がい者、妊産婦、子ども等への理解を促進し、災害時にも市民が「おたがいさま」の心で助け合える地域づくりを推進します。

①地域のまちづくり活動支援

- ・市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域に暮らす住民同士が日頃から顔の見える関係を築くことが必要です。そこで、地域公民館や地域コミュニティセンター等の地域活動拠点の更なる利活用を促進するとともに、地域の核となる町内自治会や校区自治協議会等の活動を支援し、地域のまちづくりの活性化を図ります。
- ・今回の震災では、地域によって被害の状況も大きく異なり、行政に求められる支援のあり方も様々であることから、地域が主体となって、それぞれの地域の特色をいかした復興を行えるような支援の仕組みをつくります。

②地域における支え合い活動の推進

- ・災害時に市民が「共助」の精神で互いに支え助け合えるよう、地域に暮らす高齢者や障がい者、妊産婦、子ども等の災害弱者をはじめとした様々な市民に対する日頃からの理解を促進し、地域における支援体制の整備を進めます。
- ・高齢者や障がい者等が孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域住民や保健・医療・福祉・介護に関する専門機関などが連携して支えていく地域包括ケアの体制づくりを進めます。

(2)復興を支える担い手の育成

地域における多様な課題の解決や主体的なまちづくりの取組を支えるため、地域の活動を支える人材の発掘や育成に取り組みます。

また、市民ボランティアやNPO¹⁴、企業などの活動をつなぎ、相互に連携した自主自立のまちづくりの取組を支援します。

14 NPO : Non Profit Organization の略。私的営利を目的としない社会的な使命を目的とした民間の組織のこと。

①地域の担い手の発掘・育成

- ・地域づくり活動に携わる人々の高齢化が進む中、地域の活性化のためには若い世代の担い手の育成が必要不可欠です。そこで、伝統ある地域のまつりの復活や魅力あるイベントへの若者の参加を促進し、実際に運営に関わる機会の創出に努めることで、地域愛ひいては郷土愛を醸成するとともに、担い手を発掘します。あわせて、公民館における講座等の学びの場を通じ、担い手育成に取り組みます。
- ・地域福祉の担い手である民生委員・児童委員等の確保・支援に取り組みます。

②市民公益活動¹⁵の推進

- ・今回の震災では、若者をはじめとした多くの市民ボランティアやNPO、企業等の自主的・自発的な社会貢献活動が多く市民の力となり、支えとなったことから、こうした団体と行政との連携を更に強化するため、定期的な意見交換の機会を設けるとともに、熊本市市民公益活動支援基金の更なる充実や様々な情報の収集及び効果的な発信による市民公益活動の支援を行います。
- ・市民活動支援センター「あいぽーと」において、市民活動団体の交流やネットワークづくりの場を提供します。

(3)市民・地域と行政のパートナーシップの推進

今回の震災で学んだことを糧として、市民・地域と行政が、災害などの非常時にも効果的・効率的に連携できるよう、行政が積極的に地域活動等に飛び込んでいくことにより、日頃から信頼関係の強化に取り組みます。

また、行政は施策の企画立案や実施の際に市民参画の機会を十分に確保し、市民は積極的に参画していくことで、市民と行政が互いに理解し、協力し合い、市民を主体としたより魅力あるまちづくりを推進します。

①市民・地域と行政の関係強化

- ・（仮称）まちづくりセンターに地域担当職員を配置し、日頃から地域の相談や情報の収集、行政情報の発信、地域コミュニティ活動の支援などを行い、地域と共に課題解決に取り組むことを通じて、災害時においても、市民・地域と行政が連携し、地域の状況に応じた迅速かつ柔軟な対応ができる体制を整えていきます。

15 市民公益活動：社会的役割（他人や社会への貢献）を意識した市民による活動のこと。

②市民参画・協働の推進

- ・市民主体の魅力あるまちづくりの推進や災害からの真の復興を実現するためには、市民やNPO、事業者等が持つ専門的な知識や経験が必要不可欠であることから、市の施策の企画立案・実施の際には、多様な個人や団体が参画し、自由に意見の交換ができる場を十分に確保します。

3 防災・減災のまちづくり

今回の震災では、二度にわたる大規模な地震により、インフラ¹⁶や公共施設をはじめ、保健・医療・福祉などの民間施設、公共交通機関等に甚大な被害が生じ、市民の生活や企業活動、行政活動等にも大きな支障をきたしました。

また、発災直後から行政内部での情報の収集・発信及び伝達や避難所運営、物資搬送の混乱、り災証明書の発行の長期化など、災害対応における多くの課題が明らかになり、これまでの防災意識や防災対策のあり方を抜本的に見直すことが必要となりました。

そこで、まずは被災した施設等をできる限り早期に復旧するとともに、幹線道路網の早期整備等により災害に強い都市基盤を形成し、あわせて、震災による経験を踏まえつつ、市民・地域・行政がそれぞれ災害に対応する力を強化することで、防災・減災のまちづくりを実現します。

さらには、少子高齢化・人口減少社会を見据えた多核連携都市¹⁷の形成を図る中で、中心市街地や地域拠点、生活拠点における防災機能を強化し、バス路線網の再編や乗換拠点¹⁸の整備、市電延伸の検討等による公共交通の災害対応力の向上を図るとともに、災害情報の収集・発信及び伝達体制の構築に取り組んでいきます。

16 インフラ：インフラストラクチャー（infrastructure）の略。道路、河川、上下水道などの都市基盤施設のこと。

17 多核連携都市：高次の都市機能が集積する中心市街地を市域及び都市圏全体の拠点とし、周辺では、郊外部も含めた広域的な地域生活圏の核となる地域拠点に、商業・医療などの日常生活サービス機能を維持・確保することで、地域拠点を核とした複数の地域生活圏の形成を図り、それら中心市街地と地域拠点が利便性の高い公共交通で結ばれるとともに、中心市街地や地域拠点及び利便性の高い公共交通沿線に一定の人口密度が維持された、持続可能で誰もが移動しやすく暮らしやすい都市のこと。

18 乗換拠点：鉄軌道やバスの幹線・支線など複数の路線が交わる停留所で目的地へ行くために乗り換える場所。

【施策の目標】

防災・減災のまちづくり

【事業展開の基本方針】

(1) 災害に強い都市基盤の形成

【主な取組】

① インフラの復旧・機能強化

② 被災施設の復旧・耐震化等

③ 災害情報の収集・発信及び伝達体制の強化

④ ICT等を活用したスマートタウンの構築

(2) 市民・地域・行政の災害対応力の強化

① 市民の災害対応力の強化

② 地域の災害対応力の強化

③ 行政の災害対応力の強化

(3) 避難環境の見直し・強化

① 避難所の指定・運営方法等の見直し

② 避難所の機能強化・備蓄物資確保

③ 福祉避難所の拡充等

④ 応急給水体制の強化

(1)災害に強い都市基盤の形成

甚大な被害を受けた道路や橋梁・河川・公園・上下水道等のインフラ、学校や庁舎、社会教育施設等の公共施設、民間を含む保健・医療・福祉施設、公共交通機関等について、早期の復旧に取り組むとともに、建築物やインフラの耐震化や機能強化、道路や公共交通等のネットワークの構築及び移動手段の多重化¹⁹などを行い、災害に強い都市基盤づくりを進めます。

また、桜町地区市街地再開発事業、シンボルプロムナード及び（仮称）花畑広場の整備並びに熊本駅周辺地区の整備等においては、今回の震災を踏まえた防災面での機能強化を図ります。

さらに、災害時の緊急情報を効果的かつ迅速に提供するとともに、市民・地域・行政がスムーズに連携を図れるよう、情報の収集・発信及び伝達体制の強化に取り組みます。

①インフラの復旧・機能強化

- ・主要地方道県道1号熊本玉名線の熊本城付近石積崩壊や白川橋の損壊など、被災した道路・橋梁の早期復旧に取り組めます。
- ・一級河川鶯川をはじめ護岸破損などの被害を受けた河川等の早期復旧に取り組めます。
- ・水前寺江津湖公園の園路やよう壁の復旧をはじめ、被害を受けた各公園の早期復旧に取り組めます。
- ・被害が大きかった東部地区など、上下水道の管路や施設の早期復旧に取り組めます。
- ・復興を迅速に進め、日常生活を回復するため、環状道路をはじめとした幹線道路や高速道路機能を強化するスマートインターチェンジ²⁰の整備を促進することで、道路交通の円滑化を図ります。
- ・幹線道路は、災害時にも、人や物資の輸送又は緊急車両の通行のために重要な役割を果たすことから、その機能が特に確保される必要があるため、沿道の建築物も含めた耐震化や無電柱化を進めていきます。
- ・公園や広域交通拠点（一時）避難所及び災害対応拠点となることから、誘導案内板の設置やトイレなどの設備の整備・改良、食料等の物資の備蓄など、防災・減災機能を強化します。

19 移動手段の多重化：バスや鉄軌道、自家用車、自転車など様々な移動手段を選択できること。

20 スマートインターチェンジ：高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置され、通行可能な車両（料金の支払方法）をETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジのこと。

- ・配水池及び浄化センターと防災拠点（広域避難所・市役所本庁舎・上下水道局庁舎等）をつなぐ上下水道管路や施設の更新や耐震化を進めます。

②被災施設の復旧・耐震化等

- ・熊本地震により被災した小中学校、市民会館、動植物園、熊本市民病院をはじめとする学校教育・文化・スポーツ・医療・福祉等の施設について、倒壊等による危険性の排除や一日も早い機能回復に取り組み、児童生徒により良い教育環境を確保するとともに、施設利用者等への適切なサービスを提供していきます。
- ・復旧を進めるに当たって、施設等の配置や総合的なあり方について検討を行います。
- ・災害時における避難所としての活用も視野に入れ、効果的・効率的な耐震化等を行います。

③災害情報の収集・発信及び伝達体制の強化

- ・今回の震災では、災害情報の収集・発信及び伝達に課題を残したことから、防災行政無線・ホームページ・SNS²¹や電話・ファクシミリ・ラジオ・印刷物等のあらゆる手段を活用し、正確かつ適切な情報の収集・発信及び伝達に取り組んでいきます。
- ・避難所を含めた市内部及び国・県等の外部機関、さらには自治会等の地域団体・民間団体との情報共有体制を整備するとともに、指定避難所以外への避難者や車中泊の避難者等の情報収集に努め、効果的な情報伝達手段を確立します。

④ICT²²等を活用したスマートタウン²³の構築

- ・災害時における避難経路等の情報伝達や平時における市民の健康状態の把握、高齢者等の見守りといった医療・福祉など、様々な分野において積極的にICTを活用した近未来型都市の構築をモデル的に検討します。
- ・公共施設等での再生可能エネルギー²⁴の地産地消など、災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの構築を推進していきます。

21 SNS：Social Networking Service (Site) の略。インターネット上で、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にしたり、趣味や嗜好、居住地域などのつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する会員制のサービスのこと。

22 ICT：Information & Communications Technology の略。情報通信技術のこと。情報や通信に関する技術の総称。

23 スマートタウン：ICTや環境技術などの先端技術を活用した効率的で利便性が高いまちのこと。

24 再生可能エネルギー：太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、永続的に再利用することが可能なエネルギーのこと。

(2)市民・地域・行政の災害対応力の強化

今回の震災による被害の状況や復旧・復興へのプロセスを記録・保存するとともに、それらを踏まえた地域防災計画や危機管理体制の見直しを行う中で、「自助」・「共助」・「公助」に関する効果的な取組をまとめ、市民・地域・行政が担うべき役割等を整理します。さらに、市民・地域・行政それぞれが災害に対応する力を向上させるための取組を行い、企業等も含めた災害時の連携の強化を図ります。

①市民の災害対応力の強化

- ・ 防災等に関する市民への啓発活動や防災訓練への参加呼びかけを行うとともに、ハザードマップ²⁵の作成・活用による避難経路・避難所等の確認を促します。
- ・ 発災後の3日間程度を自らでしのげる食料・水等の備蓄の呼びかけのほか、電気等のエネルギーの自給を促進していきます。
- ・ 保育所や認定こども園、幼稚園、学校等で子どもたちの防災教育に取り組むほか、企業等のみならず、そこで働く方々の防災意識向上に向けた取組を充実していきます。

②地域の災害対応力の強化

- ・ 自主防災クラブの役割や活動を明確にした上でその活動を支援していくとともに、消防団の体制等の充実や地域における実践的な防災訓練の実施など、町内自治会や校区自治協議会等における災害対応力強化に必要な支援を行っていきます。
- ・ 災害時に企業等の井戸を市民が利用できるような仕組みづくりを、市民・事業者・行政が協働で進めていきます。

③行政の災害対応力の強化

- ・ 消防機能の充実、支援物資等の受入体制強化、集配拠点及び周辺交通アクセスの改善、近隣自治体や九州各県の自治体との連携強化等を進めていきます。
- ・ 平時から、地域との連携強化に向けた取組を進めるとともに、職員研修等を通じて職員の災害対応力の向上を図ります。また、災害発生時には、市民・地域・行政・企業等が力を結集し、円滑な避難所運営などの対応に当たることができるよう、役割を整理します。

²⁵ ハザードマップ：自然災害で想定される被害範囲・程度等を地図に表したもので、それに加えて、避難場所などの情報を図示し、迅速・的確な避難を手助けする地図のこと。

- ・民間企業との災害時における協定締結を促進し、市民・地域・行政・企業が一体となった効率的で効果的な災害対応体制を構築していきます。
- ・被災者の速やかな生活再建・住宅再建に資するよう、家屋等の被害調査・り災証明書の発行・各種支援制度の申請受付を迅速かつ効率的に行えるシステムの整備を進めます。
- ・災害時における救急医療体制を充実するため、公立病院を含む地域の医療機関の連携を強化します。

(3)避難環境の見直し・強化

今回の震災時における状況を踏まえ、より地域の実情に応じた避難所の指定や運営方法の見直し、バリアフリー化等の機能強化、備蓄物資の確保等を行います。

また、高齢者や障がい者、妊産婦、子ども等、避難所等での生活に支障がある方々に対して、その家族や支援者も含め、十分な配慮（障がい者等にあっては障害者差別解消法に基づく合理的配慮²⁶）をするとともに、福祉避難所を拡充し、開設訓練の充実等を図ることなどにより、発災直後から円滑に運用できるよう体制構築に取り組みます。

さらに、避難所等の給水施設の活用など、応急給水体制を見直します。

①避難所の指定・運営方法等の見直し

- ・地域防災計画の見直しの中で、今回の震災における課題等を踏まえ、女性や高齢者、障がい者、子ども、外国人等、多様な被災者の視点に立ち、避難所の指定のあり方や運営方法を改善するとともに、在宅や車中泊等の避難者への対応について検討します。
- ・地域防災計画の見直しに際しては、専門家等の助言、地域の実情及びアンケート調査の結果等を踏まえるとともに、発災時に必要な情報が即座に把握できるよう、計画の構成や表記等の工夫をしていきます。その中で、分かりやすく災害現場で活用できるマニュアルを整備します。
- ・避難所運営に携わる人員の確保のほか、ボランティアが効果的に機能するためのコーディネーターの配置などについて検討します。

²⁶ 障害者差別解消法に基づく合理的配慮：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、障がい者等から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮の提供を行うこと。

②避難所の機能強化・備蓄物資確保

- ・避難所においては、停電時に電力を供給する太陽光発電設備等の導入、だれもが利用しやすいトイレや災害用マンホールトイレの整備、固定電話の設置など必要に応じた機能強化を行っていきます。
- ・今回の震災対応における課題や専門家等の助言を踏まえて、これまでの備蓄計画を見直し、各避難所等に必要な食料や保存飲料水、資材等の備蓄を進めていきます。

③福祉避難所の拡充等

- ・災害時に福祉避難所となる施設を十分に確保するため、老人福祉施設や障害者支援施設、児童福祉施設等との事前協定締結に向けた協議を進めます。
- ・協定施設と今回の震災対応に関する意見交換等を行う中で、相互の課題を洗い出し、必要な改善策を講じるほか、開設訓練への参加施設数の増加に努めることなどにより、福祉避難所の充実に取り組みます。

④応急給水体制の強化

- ・行政庁舎や公設公民館、小中学校等について、貯水機能付給水管²⁷等へ段階的更新を図ります。
- ・応急給水に当たっては、避難所等に設置された給水施設や豊富な地下水の有効活用により、速やかな飲料水の提供を行うとともに、災害の規模に応じて他の自治体からの給水車支援を要請し、給水車による補完的な給水拠点を設置するなど、応急給水体制を強化します。

²⁷ 貯水機能付給水管：地震などの災害時に起こる断水に備えて水を貯めることができる給水管のこと。

4 「くまもとの元気・活力」を創り出す

今回の震災によって、本市の主力産業である商業や農水産業、観光産業をはじめとする地域産業の多くが大きな被害を受けており、施設や設備等への直接被害のみならず、被災した取引先事業所の営業・操業停止による間接被害や、観光客の減少・市民の消費意欲の低下などといった様々な問題に直面しています。

そこで、本市経済の中心となる地元の中小企業や農漁業者等に対する迅速かつ多様な支援を行うとともに、企業立地の推進、新たな観光戦略やシティセールス²⁸を展開することで「くまもとの元気・活力」を創り出します。

²⁸ シティセールス：本市の様々な魅力を市内外に、効果的・戦略的に発信しようとする。都市としてのイメージや知名度を高め、人や企業に「訪れてもらう」「住んでもらう」「進出してもらう」ことで、都市の活性化を図る。

【施策の目標】

「くまもとの元気・活力」を創り出す

【事業展開の基本方針】

(1) 地域産業への多様な支援と復興需要による
地域経済の再生と活性化

【主な取組】

① 中小企業や商店街の事業活動再開支援

② 販路開拓や技術開発等の支援

③ 雇用の確保・維持・人材育成

④ 企業立地の推進

(2) 農水産業関連施設の早期復旧と営農再開に
向けた支援による農水産業の復興

① 農地及び土地改良施設の早期復旧・復興

② 農業用施設や共同利用施設等の復旧に
よる営農等再開支援

③ 漁業生産基盤の早期復旧と漁業経営の
再開支援

④ 震災に負けない熊本の食のPR

(3) 震災からの再生をアピールし集客を図る国
内外へのシティセールスと観光戦略の展開

① 観光文化施設等の早期復旧

② 復興をアピールするシティセールス

③ 熊本の文化・スポーツの力の活用

④ 新たなまちづくりによるにぎわいの創出

(1)地域産業への多様な支援と復興需要による地域経済の再生と活性化

今回の震災によって被害を受けた地域の中小企業や商店街等に対して、事業活動再開に向けた経営相談や金融支援、施設や設備の復旧支援に加え、復興に向けた販路開拓や技術開発等の支援を行います。

また、経済活動を支える雇用の確保・維持、産業人材の育成に取り組めます。

さらに、企業誘致活動による産業集積を促進させるとともに、復興に向けた各種取組について地元企業と積極的に連携することで、地域経済の活性化を図ります。

①中小企業や商店街の事業活動再開支援

- ・製造業の施設、設備や商店街の施設復旧を支援するとともに、商店街の機能回復やにぎわい創出のため、それぞれの商店街の特性をいかした復興への取組を支援します。
- ・商工会議所、商工会など様々な関係機関との連携のもと、くまもと森都心ビジネス支援センター²⁹等を活用し、中小企業の経営基盤の強化を図るとともに、創業支援等を行うことにより地域経済の活性化を促進します。

②販路開拓や技術開発等の支援

- ・国内外の見本市への出展促進や商談会等の開催による新たな販路・新規顧客の開拓など、販売力強化を支援し、中小企業の売上向上を図ります。
- ・高度な技術を持つ大学等の研究者の協力を得るなど、産学連携を強化し、企業の技術力向上を図るとともに、本市の特色である食関連産業、医療・福祉関連産業、環境関連産業、クリエイティブ産業³⁰といった復興のけん引役となる分野の産業振興を推進します。

③雇用の確保・維持・人材育成

- ・魅力的な労働環境整備を実施している企業のPRや障がい者雇用に積極的に取り組む企業の支援を行うほか、職業訓練施設の復旧と訓練内容の充実を図り、産業人材の育成を促進するとともに、今回の震災に伴う離職者を含む求職者とのマッチングやU・I・Jターン³¹の促進など、人材確保に努めます。

29 くまもと森都心ビジネス支援センター：中小企業者、個人事業主や創業を志す方々を支援する拠点として、経営相談・融資相談など、経営上の問題解決のため、専門家による相談・アドバイス・ビジネス情報の発信などの幅広いサービスをワンストップで提供する施設のこと。

30 クリエイティブ産業：デザイン、ソフトウェア、広告、ファッション関連産業をはじめ、アート・音楽・映像・ゲーム・アニメ等のコンテンツ産業などの創造産業のこと。

31 U・I・Jターン：Uターンとは、地方で生まれ育った人が、大都市圏へ進学・就職した後、再び出身地に戻ることを。Iターンとは、大都市圏で生まれ育った人が、地方へ移住すること。Jターンとは、地方で生まれ育ち、大都市圏へ進学・就職した人が、出身地とは違う地方へ移住すること。

④企業立地の推進

- ・既立地企業に対して、事業継続に向けた支援を行います。
- ・本社機能移転や積極的な資本投下を行い、将来にわたって本市の産業振興に寄与することが見込まれる企業を優遇するなど、より戦略的な企業立地補助制度となるよう再構築を検討するとともに、復興を経て生まれ変わった「安全・安心なまち熊本」を国内外にアピールすることで本市への企業立地を促進します。

(2)農水産業関連施設の早期復旧と営農再開に向けた支援による農水産業の

復興

本市の主力産業の一つである農水産業の関連施設や農地の早期復旧に取り組むとともに、経営再開に向けた農業用施設、機械等の再建・修繕に係る支援や土砂等の撤去による漁場や漁港の保全への支援などを行います。

また、担い手への農地集積、カントリーエレベーター³²等の共同利用施設の再編整備など、将来にわたる持続的な発展を見据えた取組を推進します。

さらに、国内外をターゲットとした販売促進活動を通じて、震災に負けない熊本の食を積極的にPRし、生産者や事業者の販路拡大を支援します。

①農地及び土地改良施設の早期復旧・復興

- ・水田やみかん園地等の農地被害の早期復旧及び土地改良施設の早急な機能回復に取り組み、早期の営農再開を支援します。
- ・秋津地区及びみかん園地の復旧・復興に当たっては、プロジェクトを立ち上げ、農業者の意向を踏まえて、担い手育成や地区の将来を見据えた復興を推進します。

②農業用施設や共同利用施設等の復旧による営農等再開支援

- ・農業用施設、機械の修繕や再建等の緊急的な復旧支援を行うとともに、災害に強い園芸生産施設の整備など、農家負担の軽減と農業経営の再開や継続を支援します。
- ・被災したJAの柑橘選果施設等の共同利用施設の復旧や機能向上を支援し、農産物の集出荷体制の復興を促進します。

32 カントリーエレベーター：ライスセンターに貯蔵機能を加えた、農業者の共同利用施設のこと。

- ・被害が甚大な城南・富合地区のライスセンター³³については、施設の復旧と併せ、飼料用米・大豆専用施設への機能転換やカントリーエレベーターの新設など、施設の再編整備を支援します。

③漁業生産基盤の早期復旧と漁業経営の再開支援

- ・漁港施設を復旧するとともに、河川からの土砂、流木等の流入による漁場環境の悪化を改善し、漁業生産基盤の早期復旧に取り組みます。
- ・漁業者による漁場改良活動を支援するとともに、のり乾燥機や共同利用施設の復旧など、漁業経営の再開に向けた支援に取り組みます。

④震災に負けない熊本の食のPR

- ・観光分野とも連携し、物産展や商談会、テレビやインターネット等の多様な媒体を通じて、統一的に熊本の高品質な農水産物の魅力を発信し、「震災に負けない元気なくまもとの食と観光」をPRします。
- ・熊本の食の魅力発信により、九州食の展示商談会の開催、農水産物のブランド化推進、海外食品見本市への出展支援等を効果的に展開し、国内外の販路拡大につなげます。

(3)震災からの再生をアピールし集客を図る国内外へのシティセールスと観光戦略

の展開

交流人口を増加させるため、観光文化施設やインフラ、産業等の復旧・復興を国内外に迅速かつ的確に伝えていくとともに、復興をアピールするイベントや企画ツアーを実施することにより、積極的なシティセールスや観光戦略を展開します。

さらに、熊本の文化の力、スポーツの力を存分に活用した催しや大会を実施し、地域経済の活性化を図ります。

また、国内外から多くの参加者が訪れるMICE³⁴の受入れに向け、桜町・花畑地区において、（仮称）熊本城ホール整備を含む桜町地区市街地再開発事業、シンボルプロムナード整備等に取り組み、中心市街地のにぎわいの創出を図ることで活力ある熊本を発信します。

33 ライスセンター：米、小麦、大麦などの乾燥、調製、出荷までを一貫して行う農業者の共同利用施設のこと。

34 MICE：企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際会議や全国規模の大会や学会、スポーツ大会等（Convention）、イベントや展示会など（Event/Exhibition）を包括した集客施策の枠組みのこと。

①観光文化施設等の早期復旧

- 熊本の宝であり、地域の宝である熊本城をはじめとした文化財や市民会館、記念館のほか、動植物園等の観光文化施設を早期に復旧します。
- 熊本城の復旧については、多方面から様々な形で修復への協力・参加を求めながら、その過程等が見える仕組みづくりを行うなど、被災から立ち直る姿を新たな観光資源として活用していきます。
- 景観重要・形成建造物³⁵等の歴史的建造物が被災した新町、古町、川尻地区について、城下町あるいは地域の特色ある町並みの早期復旧のために、必要な支援を行います。

②復興をアピールするシティセールス

- 首都圏や新幹線沿線都市などをはじめ、国内外に対して、風評被害の払拭に向けた正確な情報発信を行うとともに、生まれ変わった「安全・安心なまち熊本」をアピールし、新たなシティブランドによるインパクトのあるプロモーション活動を展開します。
- 二の丸広場の活用による集客イベントの開催などにより、中心市街地や水前寺江津湖一帯を含めてにぎわいを創出し、元気な熊本を発信していきます。
- 熊本城のほか、宮本武蔵や夏目漱石等の人物や西南戦争等の歴史、植木温泉や水、農産物といった本市固有の素材を新たな観光商品として開発するとともに、他都市や民間企業と連携するなど効果的な手法を用いて国内外への広報・宣伝を強化します。
- 外国人観光客の回復に向け、様々な手法で「安全・安心なまち熊本」を世界にアピールするとともに、W i - F i ³⁶環境の整備や外国語表記の充実などを進めることにより、インバウンド³⁷対策を強化します。

35 景観重要・形成建造物：地域の景観を特徴づけ、良好な景観の形成に重要なものとして指定された建造物のこと。景観法に基づき指定されたものを景観重要建造物といい、熊本市景観条例に基づき指定されたものを景観形成建造物という。

36 W i - F i：ケーブルを使わず無線通信を利用してデータをやり取りする仕組みであり、インターネットに接続することなどができる。正式には、無線LAN機器を普及しやすくするために、米国の団体が定めた無線LANの規格の一つを指す。

37 インバウンド：「入ってくる」という意味の英語から派生した言葉で、観光においては、海外から日本に来る観光客や海外からの訪日旅行を指して使用される。

③熊本の文化・スポーツの力の活用

- 平成31年の女子ハンドボール世界選手権及びラグビーワールドカップの本市開催に向けた準備や、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ誘致を積極的に進めます。
- 観光客が芸術・文化に触れる機会を増やし、体験型の催しを実施することなどにより都市の魅力を向上させ、国内外からの誘客を図ります。

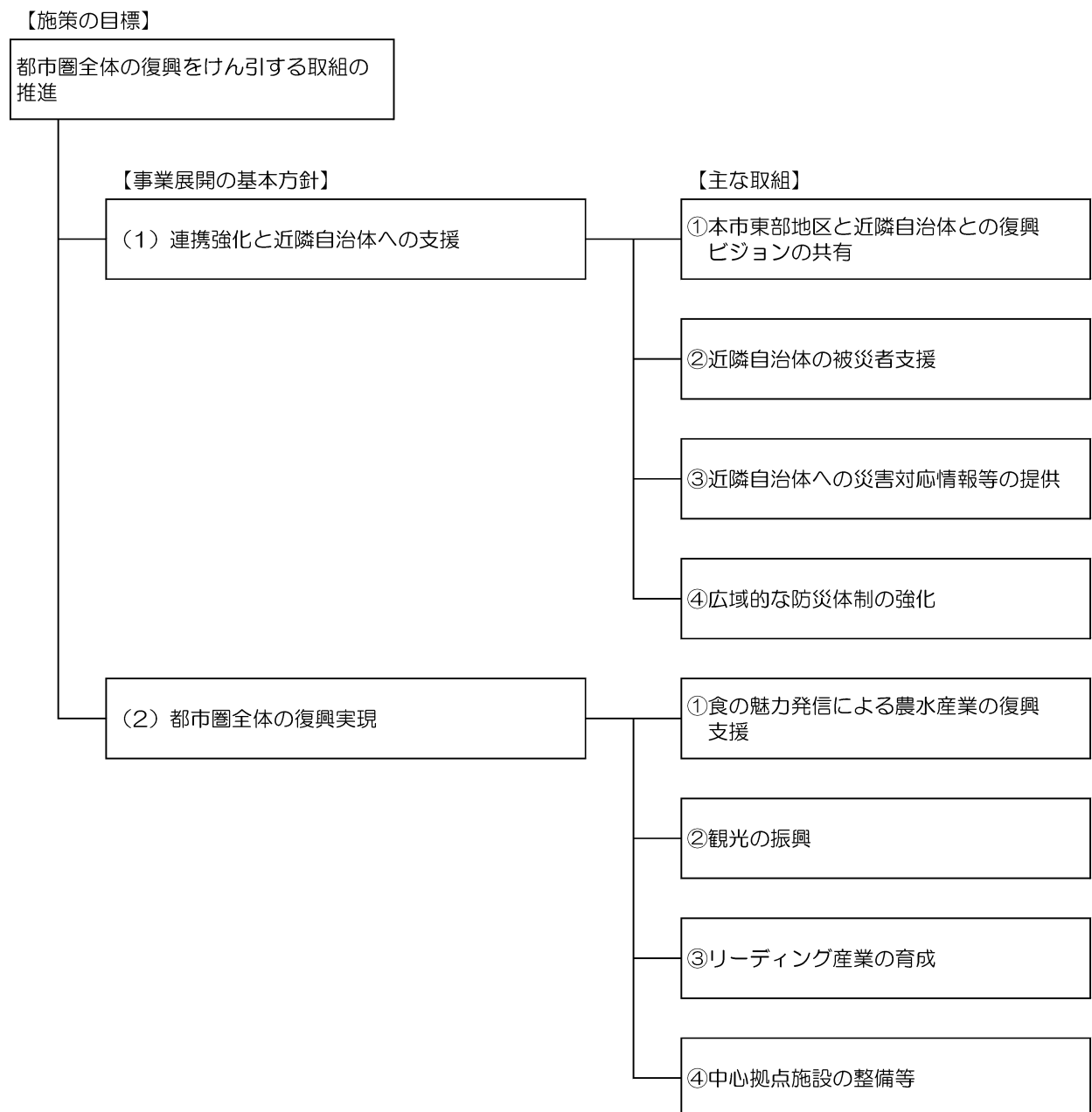
④新たなまちづくりによるにぎわいの創出

- （仮称）熊本城ホールの整備を進め、国際会議や大規模な学会、コンサートなどMICEの誘致に取り組みます。
- 桜町地区市街地再開発事業を推進し、シンボルプロムナード整備と併せて、熊本城の復旧と一体的に中心市街地の活性化を図ります。
- 熊本駅周辺整備事業により交通結節機能等を強化するとともに、商業等の集積を進め、中心市街地の交流人口の増加を図ります。

5 都市圏全体の復興をけん引する取組の推進

今回の震災により、本市のみならず県内の多くの自治体が被災し、都市圏全体の住民生活及び経済活動等に重大な影響をもたらしました。

本市は、都市圏の中核都市でもあることから、本市自身の復旧・復興に全力を注ぐとともに、近隣自治体や県と復興へ向けたビジョンを共有して連携を強化し、必要に応じた支援を行います。その中で、本市が積極的に経済の活性化や高度な都市機能強化に取り組んでいくことで、未来を見据えた都市圏全体の復興をけん引します。



(1)連携強化と近隣自治体への支援

都市圏全体で広域的に復興を推進するため、特に被害の大きかった本市東部地区の近隣をはじめとする自治体や県と復興へ向けたビジョンの共有化を図ります。

あわせて、本市の被災者支援に加え、近隣自治体の被災者の受入れや保健・医療・福祉サービス等の提供支援を行います。

また、近隣自治体間の積極的な情報交換や、市域を越えた復旧・復興の取組を支援します。

①本市東部地区と近隣自治体との復興ビジョンの共有

- ・益城町や西原村など、特に被害の大きかった本市東部地区の近隣をはじめとする自治体や県と共に、ビジョンの共有化を図り、広域連携を見据えた方針等を検討していきます。

②近隣自治体の被災者支援

- ・近隣自治体と連携し、避難者に必要な保健・医療・福祉サービスの提供等に係る支援はもとより、子どもから高齢者までの被災者の心のケア等に関する情報共有等を行い、被災者の状況に応じたきめ細かな支援を行います。

③近隣自治体への災害対応情報等の提供

- ・今回の震災への対応等について検証し得られた知見を近隣自治体と共有し、圏域の災害対応力の向上を図っていきます。また、国や県と連携し、近隣自治体の復興に向けて必要な情報や技術等の提供を行います。

④広域的な防災体制の強化

- ・将来災害が発生した際に的確に対応するため、近隣自治体と連携して広域的な防災体制を強化するとともに、都市圏構成市町村全体の調整を行います。

(2)都市圏全体の復興実現

都市圏全体の主力産業の一つである農水産業をはじめ、地域産業の活性化に向けた取組を行うことで、圏域全体の経済成長をけん引する役割を担います。

また、熊本市民病院の再生、中心市街地の再開発などにより高度な都市機能の集積・強化を図り、都市圏構成市町村が有する生活関連サービスを相互補完的に圏域住民に提供することで、都市圏全体の復興を実現します。

①食の魅力発信による農水産業の復興支援

- ・都市圏全体で食の魅力発信に取り組み、「震災に負けない元気なくまもとの食と観光」のPRを通じて、農水産業の復興を支援します。

②観光の振興

- ・都市圏内の観光資源を活用した企画や、都市圏内まつり等のイベントによる交流を促進し、観光施策を共同実施するとともに震災からの復興をアピールすることで、国内外からの観光客の誘致に取り組みます。

③リーディング産業³⁸の育成

- ・熊本大学をはじめとした多くの高等教育機関や起業・新製品開発のための支援機関などと連携し、都市圏の産業の特性を踏まえた熊本発の新技术や高付加価値商品の創出を支援します。また、都市圏内の企業の経営基盤の安定化や新たな事業への進出を促進するなど、リーディング産業の育成を図ります。

④中心拠点施設の整備等

- ・中心市街地のにぎわいの創出と都市間交流の促進を図るため、桜町地区市街地再開発事業や熊本駅周辺整備事業等を推進し、人・モノ・情報の交流を進めていきます。
- ・熊本市民病院を再生し、総合周産期母子医療の拠点として高度医療を提供するとともに、関係医療機関との連携を強化し、地域医療を支える体制を整備します。
- ・中心市街地からの広域的な公共交通ネットワークの強化を図ることにより、圏域住民が暮らしやすい都市を目指します。

38 リーディング産業：国や地域の経済発展をけん引していく中核的な産業のこと。

■第5章 復興計画の推進に向けて

今後、復旧・復興事業の実施に際しては、効率的な人員配置や必要となる財源の確保を念頭に、中長期的な視点からの行財政運営に努め、持続可能な取組を進めていきます。

また、市民や地域の声を各取組に反映させるとともに、市民・地域・行政がそれぞれ果たすべき責任と役割を分担した上で、互いに補完し、連携しながら、復興計画の着実な推進に取り組んでいきます。

（１）市民・地域と行政の協働による推進

復興計画に掲げる各施策や取組を実施するに当たり、熊本地震を体験した７４万市民をはじめとする様々な意見を反映するよう努めます。

また、行政はもとより、市民や地域、ＮＰＯ、企業等の様々な主体が当事者として、それぞれに責任を自覚し、役割を担い、連携しながら復興のまちづくりに取り組みます。

（２）復興を円滑に進めるための行財政基盤の確立

実効性のある計画とするため、復旧・復興事業の実施に当たっては、国・県の支援の動向を踏まえ、適宜、財政への影響を把握し、事業の実施時期や規模等の検討を行います。

また、既存事業の大胆な見直しや行財政改革の推進により、更なる行政コストの削減を図るとともに、地域経済の活性化や雇用の創出など税財源の涵養につながる取組等に財源や人的資源を重点配分することで、持続可能な行財政運営を行います。

さらに、既存資産を有効に活用するとともに、より一層民間活力を導入するなど、ファシリティマネジメント³⁹の考え方を取り入れます。

加えて、復旧・復興に向けた取組については、国・県の強力な支援が必要不可欠であることから、他の被災市町村と連携・協力し、補助率のかさ上げや補助対象の拡充、従来の制度では対応できない課題に関する補助制度の創設等を引き続き働きかけていきます。

（３）実施計画による復旧・復興事業の着実な推進

復興計画に掲げる復旧・復興の施策や取組を実現していくため、実施計画を策定し、計画期間中に取り組む主な事業やスケジュール等を明らかにして、総合的かつ計画的に推進します。

39 ファシリティマネジメント：土地や建物などを市政運営にとって最適な状態で保有、運営、維持するための総合的な管理手法。

また、事業の目的を踏まえた検証指標を設定し、毎年度の達成状況の把握や「計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）」のマネジメントサイクルによる進行管理を行います。